

伝統芸能の世界



地域伝統芸能今昔物語の軌跡

第一回 地域伝統芸能今昔物語

平成21年2月1日(日) 妻沼中央公民館

【無形民俗文化財】

上川原神道香取流棒術（上川原神道香取流棒術保存会）
池上獅子舞（池上獅子舞保存会）
東別府祭離子（東別府祭ばやし保存会）
下恩田さら獅子舞（下恩田さら獅子舞保存会）
手島八木節笠踊り（手島樂友会）
上新田屋台囃子（上新田屋台囃子保存会）



第二回 地域伝統芸能今昔物語

平成21年11月29日(日) 江南総合文化会館「ピピア」

【無形民俗文化財】

上川原神道香取流棒術（上川原神道香取流棒術保存会）
池上獅子舞（池上獅子舞保存会）
東別府祭離子（東別府祭ばやし保存会）
下恩田さら獅子舞（下恩田さら獅子舞保存会）
手島八木節笠踊り（手島樂友会）
地蔵尊御詠歌（太田新田地蔵念佛保存会）
須賀広ササラ獅子舞（須賀広秋祭り「ササラ」保存会）
板井屋台囃子（板井屋台囃子保存会）



第三回 地域伝統芸能今昔物語

平成22年11月23日(火・祝) 大里生涯学習センター「あすねっと」

【無形民俗文化財】

熊谷木遣（熊谷木遣保存会）
下恩田さら獅子舞（下恩田さら獅子舞保存会）
手島八木節笠踊り（手島樂友会）
間々田万作おどり（間々田万作おどり保存会）
成沢屋台囃子（成沢屋台囃子保存会）



第四回 地域伝統芸能今昔物語

平成23年11月23日(水・祝) 熊谷文化創造館「さくらめいと」

【無形民俗文化財】

上川原神道香取流棒術（上川原神道香取流棒術保存会）
池上獅子舞（池上獅子舞保存会）
東別府祭ばやし（東別府祭ばやし保存会）
熊谷木遣（熊谷木遣保存会）
手島八木節笠踊り（手島樂友会）
間々田万作おどり（間々田万作おどり保存会）
板井祭囃子（板井屋台囃子保存会）

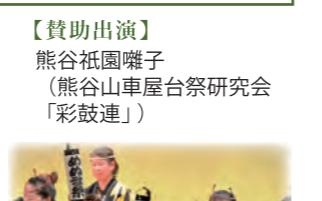


第五回 地域伝統芸能今昔物語

平成24年11月23日(金・祝) 妻沼中央公民館

【無形民俗文化財・無形文化財】

池上獅子舞（池上獅子舞保存会）
東別府祭ばやし（東別府祭ばやし保存会）
間々田万作おどり（間々田万作おどり保存会）
地蔵尊御詠歌（太田新田地蔵念佛保存会）
練り込み囃子（武州天野流妻沼太鼓「天鼓会」）
上新田屋台囃子（上新田屋台囃子保存会）



発行：埼玉県芸術文化祭熊谷市実行委員会事務局

地域伝統芸能今昔物語実行委員会

熊谷市教育委員会社会教育課文化財保護係（熊谷市立江南文化財センター内）

〒360-0107 熊谷市千代329番地 電話 048-536-5062 FAX 048-536-4575

メール c-bunkazai@city.kumagaya.lg.jp

HP：「熊谷デジタルミュージアム」<http://www.kumagaya-bunkazai.jp/museum/index.htm>



熊谷市内における無形民俗文化財

上川原神道香取流棒術 —上川原神道香取流棒術保存会—

大麻生上川原地区に伝えられる棒術は「神道香取流棒術」と呼ばれる剣技で今日まで470年余り伝えられてきました。棒術には表裏の各十二手があり、表十二手のみが公開されています。護身の型の裏十二手は秘技とされ、公開される機会は極めてまれです。演技は請けの方と遣いの方の二人組み、長さ三尺の櫻の木刀を持ち、刺子の白衣に紺の袴姿で、十二手の型を勇壮に行います。(昭和33年11月3日指定)

下恩田ささら獅子舞 —下恩田ささら獅子舞保存会—

江戸時代から始まる下恩田ささら獅子舞は、明治以降、大里地域の諏訪神社夏祭りにおける地域の一大行事になりました。獅子舞は、稻作の大重要な時期に吹く大風「諏訪荒れ」や大雨による被害を少なくさせることや、五穀豊穣、氏子繁昌の祈りを込めて、下恩田の諏訪神社に奉納されています。獅子とささらの音を響かせ、若連の棒組や花笠と共に演じられる獅子舞は、太鼓の音を放ち、勇ましい歩調を刻みます。(昭和54年5月14日指定)

津田初午まつり —津田地区・西明寺—

大里地域の津田地区にある西明寺では、毎年3月最初の日の午(初午)に、「火防稻荷」の祭りを行うことで知られています。江戸時代の後期、西明寺の住職であった秀範法印が、度重なる伽藍の火災に困り、京都の伏見稻荷の分社として火防稻荷を祀ったことに始まります。祭りの当日は、演芸や舞踊などの余興の催しを盛大に行なった後に、西明寺の南側に移設された火防稻荷の社にて、火防予防や疫病退散を祈願します。(昭和54年5月14日指定)

今井の廻り地蔵 —今井の廻り地蔵保存会—

1月と8月、今井にある淨業庵のお地蔵様を担いで列を成し、今井の各字を廻り、念仏を唱えて子どもの成長や家内安全、長寿息災を祈る行事です。一説によると、かつて、信州の和尚がこの地蔵尊を背負って来訪したことから、お地蔵様のお廻りが始まったとされています。練り歩く際には、「南無阿弥陀仏」が唱えられます。一日ごとに各字を廻り、お地蔵様が安置されるそれぞれの家をお宿」と呼びます。そこでは来客者にお祝いの料理が振舞われます。(平成15年3月5日指定)

板井屋台囃子 —板井屋台囃子保存会—

毎年7月、江南地域の板井にある出乃伊波比神社で行われる八坂祭りで演奏されます。太鼓、鉦、笛で構成される囃子は、山車に乗り込んで演奏され、神輿とともに地区内を巡ります。囃子の笛の音色から「ひばりばやし」といわれ、軽快な旋律が響き渡ります。更に、「新ばやし」を伴奏にして踊られる「板井のひょっこ踊り」は、江戸時代から継承されており、祭りを盛り上げる娯楽芸となっています。(平成18年12月3日指定)

池上獅子舞 —池上獅子舞保存会—

池上にある古宮神社は、平安時代末期の建立と伝えられ、江戸時代に由緒ある古い社という意味から「古宮」の社号を授けられました。神社に伝わる獅子舞は、室町時代に神主の茂木大膳が、京都石清水八幡宮で目にした獅子舞に感銘を受け、当地に伝えたものといわれています。この獅子舞は、三頭の獅子と「めんか」と一緒になる勇壮な舞いで、神社の祭り行事として、「疫魔退散」「五穀豊穣」「家内安全」などの祈願のほか、「雨乞い神事」にも舞われてきました。(昭和33年11月3日指定)

手島八木節笠踊り —手島樂友会—

上州における八木節が流行していた大正初期、当時の青年達が荒川の南岸に位置する大里地域において、江南樂遊会を始めたところに起源があります。昭和48年に大里手島にて、手島樂遊会(後、樂友会に改称)が組織されました。手島八木節笠踊りには、「樽笠踊り」、「管笠踊り」、「扇子踊り」、「唐傘踊り」、「二つ輪踊り」、「一つ輪踊り」、「棒踊り」などがあります。軽快な曲調や地域の風土を盛り込んだ歌詞が特徴です。(昭和54年5月14日指定)

東別府祭囃子 —東別府祭ばやし保存会—

東別府祭囃子は、江戸中期から行われている東別府神社の夏祭りにおいて、神輿巡行の「力づけ」を行なう役目があります。祭り当日、囃子は東別府の各字へと出向きます。演目には、通称「ばや囃子」や「祭り囃子」などがあり、躍動的な囃子に、おかめとひょっことの踊りが加わります。地区民の娛樂を兼ねた芸能として今日に継承されています。(昭和46年12月8日指定)

津田新田おしつさま —津田新田自治会—

大里地域の津田新田にて伝えられている「おしつさま」は、300年余り前、災難や悪疫の防止のために行ったことが起源とされています。名は「お獅子様」に由来するものです。北埼玉郡騎西町の玉敷神社より獅子を借り受けた各戸を巡回し、厄病退散を祈願します。また、馳走を頂きながら披露するお獅子を模した手踊りは、人々を楽しませる伝統芸能です。(昭和54年5月14日指定)

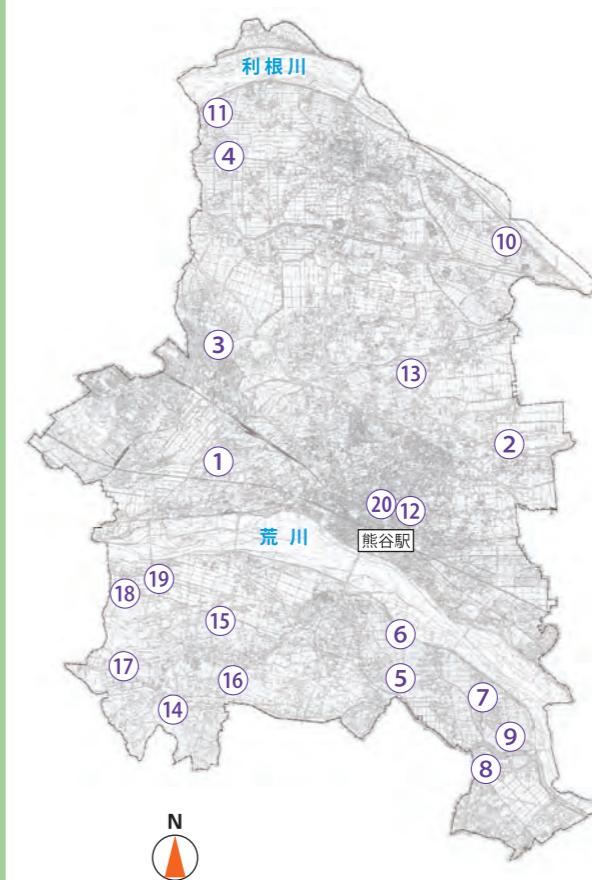
地蔵尊御詠歌 —太田新田地蔵念仏保存会—

江戸時代に始まる、妻沼地域の永井太田地区の「地蔵尊御詠歌」は、俗に「地蔵念仏」や「やろう念仏」と呼ばれています。7月中旬の夕暮れ、笛や太鼓を伴いながら、36番まである和賀や念仏(南無阿弥陀仏)の要目を独特の悠長な節回しで合唱し、地区内にある地蔵尊まで練り歩きます。そこで行われる御詠歌の奉納は、厳かな雰囲気に包まれます。(昭和53年10月1日指定)

相上神楽 —相上神楽保存会—

春と秋、大里地域の相上地区にある吉見神社の祭事として舞われている神楽です。天保6年(1835)8月の関東大洪水の際に人々が当神社に祈願したことから、災害を免れたことから、神楽殿が建築されました。その後、地元の人々が、坂戸の大宮住吉神楽から教えを受け、相上地区における神楽の伝承が始まりました。曲目には、「岩戸開」「水の川」「大蛇退治」「剣玉」などがあります。祭事の際には、多くの子どもが参加、「浦安の舞」が披露されています。(昭和54年5月14日指定)

熊谷市指定無形民俗文化財マップ



- ① 上川原神道香取流棒術
- ② 池上獅子舞
- ③ 東別府祭囃子
- ④ 地蔵尊御詠歌
- ⑤ 下恩田ささら獅子舞
- ⑥ 手島八木節笠踊り
- ⑦ 津田新田おしつさま
- ⑧ 相上神楽
- ⑨ 津田初午まつり
- ⑩ 大杉神社祭礼行事
- ⑪ 間々田万作踊り
- ⑫ 熊谷木遣
- ⑬ 今井の廻り地蔵
- ⑭ 小江川獅子祭り
- ⑮ 成沢屋台囃子
- ⑯ 須賀広秋祭り「ササラ」
- ⑰ 板井屋台囃子
- ⑱ 上新田屋台囃子
- ⑲ 押切ささら獅子舞
- ⑳ 熊谷八坂神社祭礼行事（熊谷うちわ祭）

指定年月順

無形文化遺産という新しい考え方

無形文化遺産とは

21世紀における無形民俗文化財を考える上で、重要なキーワードとなるのは、「無形文化遺産(Intangible Cultural Heritage)」です。

これは、2006年、ユネスコの「無形文化遺産の保護に関する条約(無形遺産条約)」の締結国が30か国に達し(日本は2004年に受諾)、発効され、多くの人々の関心を寄せるようになりました。

この流れに先駆けて、90年代後半にユネスコが発表した「人類の口承及び無形遺産の傑作の宣言」には、日本からは「能楽」「人形浄瑠璃文楽(にんぎょうようじょうようりぶんらく)」「歌舞伎」が含まれており、2008年のユネスコ無形文化遺産委員会において、これらを「人類の無形遺産の代表的な一覧表」に登録記載することが決定しました。

無形文化遺産の種別として挙げられるものは、民族音楽などの芸能や、伝承文化、社会的慣習、儀式、祭礼、伝統工芸技術、文化空間などであります。日本における無形文化財と無形民俗文化財の領域を併せ持つ特色が見られます。今日では、能楽などのほかに、伝統的な祭礼や民俗行事などの「一覧表」への登録に向けた、世界各国の政府や地方自治体、NGOによる働き掛けが積極的に行われています。



人形浄瑠璃文楽
©UNESCO/N.Burke



ラカラカの舞踊(トンガ)
©UNESCO/A.Kaeplner